

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階大物搬入口エリアでの空ドラム缶の除染及びサーベイ作業時、床漏えい検出器に作業員の足が接触したことにより検出器が誤動作したため、対応検討。	D	
2	1号機	換気空調系原子炉建屋外気差圧指示計において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、原因を調査後対応検討。	D	
3	3号機	補機冷却海水系配管点検時、配管内面ライニングに微小穴(1箇所)が認められたため、当該箇所のライニングを補修。	D	
4	3号機	主蒸気止弁(2, 3, 4)スプリングハウジング締め付けナット緩め作業時、カジリによる固着(10箇所)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
5	3号機	低圧蒸気タービン(B)ノズルダイヤフラム水平継ぎ手面締め付けボルト目視点検時、ボルト(2本)に浸食が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
6	3号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室上半ヒートパッフル止め金具目視点検時、止め金具に浸食が認められたため、当該箇所を溶接補修。	D	
7	3号機	低圧蒸気タービン(C)軸受け(第7、第8)グランドパッキンケーシング目視点検時、当該ケーシングの一部に浸食が認められたため、当該箇所を溶接補修。	D	
8	3号機	主変圧器冷却器において、冷却器カバーに塗装剥がれが認められたため、当該箇所を補修塗装。	D	
9	3号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室上半目視点検時、溶接部(タービン側16段、発電機側16段)に浸食が認められたため、当該箇所を溶接補修。	D	
10	3号機	原子炉系主蒸気隔離弁間ドレンラインのドレン弁作動用空気元弁において、グランド部より空気漏れが認められたため、当該弁を補修。	D	
11	3号機	原子炉建屋1階東側に設置される照明用変圧器の上部(高所)配管より、水(汚染なし)の滴下が認められたため、当該配管を調査する共に変圧器を点検。	D	
12	3号機	サービス建屋地下トレンチ内加熱蒸気配管のフランジ部において、蒸気(汚染なし)の漏えいが認められたため、当該フランジ部ガスケットを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802